

合併処理浄化槽を新たに設置したとき・使用している方へ

◆保守点検

保守点検では、合併処理浄化槽が正しく動いているか点検し、装置や機器の調整、修理、消毒剤の補充、汚泥やスカムの状況を確認し清掃や引き抜き等の時期の判定等を行います。

保守点検は、茨城県知事の登録を受けた保守点検業者が技術上の基準に従い行うことになります。

これらの業者には、保守点検を行うための国家資格（浄化槽管理士）を有した人がいます。

保守点検は定期的に行うもので、一般的な家庭では年3回から4回行うよう義務付けられています。

◆清掃

清掃では、合併処理浄化槽に沈殿や浮上している汚泥・スカムを除去し、また、機器の清掃も合わせて行いきれいな状態にします。

清掃は、那珂市長の許可を受けた清掃業者が技術上の基準に従い行うことになります。

清掃は、年1回以上の実施が義務付けされています。

◆法定検査

法定検査では、適正に維持管理がなされ、本来の浄化槽機能が十分に発揮されているかどうかを確認します。

法定検査は、茨城県知事指定の検査機関「(公社)茨城県水質保全協会」が検査を行うことになります。

法定検査には以下の2種類があり、受検が義務付けられています。

①設置後の検査（浄化槽法第7条検査）

合併処理浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかどうかを確認するため、使用開始後3～8ヶ月の間に行います。

人槽	合併処理浄化槽検査手数料
10以下	9,500円
11～20	9,500円
21～50	11,500円
51～100	13,500円
101～300	16,500円
301～500	19,500円
501～1000	23,500円
1001以上	28,500円

②定期検査（浄化槽法第11条検査）

使用している合併処理浄化槽が適正に管理されているかどうかを確認するため、毎年1回行います。

この検査は、通常保守点検とは目的が異なり、維持管理（保守点検業者による点検や清掃業者による清掃）が適正に行われているかを公的機関において判定します。

人槽	単独処理浄化槽検査手数料	合併処理浄化槽検査手数料
10以下	4,500円	4,500円
11～21	5,000円	6,000円
21～50	6,000円	8,000円
51～100	8,000円	10,000円
101～300	10,000円	13,000円
301～500	13,000円	16,000円
501～1000	17,000円	20,000円
1001以上	22,000円	25,000円